

令和 8 年度 第 1 回伊賀市環境審議会 議事概要

開催日時：令和 8 年 7 月 26 日（日） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分

開催場所：三重県伊賀市ゆめが丘 1-1-4

伊賀市ゆめぼりすセンター 2 階 東会議室 1・2・3

出席者：（委員）

長谷川委員、山本委員、荒井委員、加藤委員、辻委員、立花会長、樋口委員
中川委員、丸柱委員

（事務局）

人権生活環境部 瀧口部長、永岡次長

環境政策課 森口課長、谷岡主幹、田槇副主任

（その他出席者）

伊賀市長 稲森稔尚

建設部 岩野部長、川部次長

建設政策課 豊田課長、今井係長

環境政策課 町浦係長、水瀧主任

欠席委員：増田副会長

議事事項

1. あいさつ

2. 議 事

(1). 議事録署名委員の指名

(2). 伊賀市環境基本計画（進行管理シート）について【資料 1】

(3). 太陽光発電施設と地域社会との共生に関する意見聴取について【資料 2】

（開会 午後 2 時 0 0 分）

【審議会成立報告】

委員 10 名中、9 名の出席を確認し、伊賀市環境基本条例第 18 条第 2 項により会議の成立

【議事】

1. 挨拶

伊賀市長から挨拶

2. 議事録署名委員の指名

中川委員、加藤委員を指名

3. 議 事

(1)伊賀市環境基本計画に基づく取り組み状況について

(2)太陽光発電施設と地域社会との共生に関する意見聴取について

~~~~~  
議事(1) 伊賀市環境基本計画に基づく取り組み状況について

(事務局)

【資料1】の説明、これに対しての委員からの意見は以下のとおり

〈委員〉

ナンバー25の「不法投棄」の処理量が増加している原因と、その処理費用について教えてください。

(事務局)

原因については特定できておりません。パトロールや啓発を行っていますが、投棄箇所が分散している状況です。処理費用については現在手元に詳細なデータはございません。

〈委員〉

ナンバー2のCO2排出量について、市役所の努力目標とは具体的にどのようなものか。また、民間提案制度による再エネ導入の具体的内容を教えてください。

(事務局)

CO2排出量は全庁的な取り組みで、各課が意識して取り組んでいる部分と、太陽光発電等の再エネ導入分です。

民間提案については、令和5年度に4件です。市役所本庁舎のカーポート型太陽光発電設備、本庁舎屋根の太陽光と蓄電池の導入PPA、上野総合市民病院のコーポレートPPA、ため池を活用した水上太陽光発電事業です。令和6年度につきましては、空調の省エネ運用と伊賀市公共施設の一括LEDリース事業が採択されています。

〈委員〉

自然の部分ですが、オオサンショウウオとかノハナショウブといった名前が出ていますが、5月に環境保全市民会議が解散するまでに行っていた、オオサンショウウオなどは場所が測定できていますが、ノハナショウブも1ヶ所だけです。他にも目を向けていただけたらありがたいというのが1つの意見です。

環境教育に関しましては、地球温暖化の影響で暑くて出られない等、学校も苦しいところがあると思うので、82番あたりの環境問題に関する専門家等の関わりについて、市としてどう考えているのかお聞きしたい。最後に、環境保全市民会議がなくなって、指標を担保するための事業をどう考えているかお伺いしたい。

(事務局)

希少種が必ずしもオオサンショウウオだけではないですし、天然記念物という見せやすい部分があったのかなとは思いますが。ご指摘のように守るべき自然はたくさんありますので、次の見直しの際には、担当部署に見直しをかけられるよう話はさせていただきたいと思っています。

82番の学習研修については当課が企画する勉強会やセミナーでして、地域の皆さんに学んでいただけるものを、年齢問わず企画していきたいと思っております。

3 番目の市民会議と協力した自然観察会については、解散されたことで形は変わりますが、自然環境というもので企画ができるものを考えていきたい。

〈委員〉

空き家対策について、所有者に通知しても改善されないケースも増えています。地域の方々が高齢化で草刈りができず困っており、今後どのような実践的に対策をしていくのか教えてください。

(その他出席者)

第三次の空き家対策計画では、まずは「予防」に力を入れています。個人の財産ですので、地域の方々が寄り合いの際などに、「もし施設に入ったらどうされるのか」といったことを話し合っていただくような働きかけをしたいと思っています。まずは空き家にならないよう、非常に危機感を持って対応したい。行政としては危険な場合は管理不全空き家として特定し、補助金を出す、あるいは代執行していくことになりますが、まずは早めに動くことが予防につながると思います。

〈委員〉

野焼きの件ですが、災害アプリで火災報告が毎日あるほどです。年 1 回の啓発だけでなく、消防とも連携し、頻度を上げた啓発活動を施策に盛り込んでいただきたい。

(事務局)

ご意見を踏まえ、広報やチラシ、消防連携などを目に見える形で工夫してまいります。

〈会長〉

最後に、公共交通の利用者が増加している理由を教えてください。

(市長)

公共交通課や市役所での手続き簡略化に加え、通学定期の半額補助などの物価高騰対策が寄与しています。依然として厳しい経営状況ですが、利便性向上に取り組んでいます。

~~~~~

議事(2) 太陽光発電施設と地域社会との共生に関する意見聴取について

(その他出席者)

資料についてご説明いたします。お配りしました資料は、資料 1 が伊賀市太陽光発電施設と地域社会の合意形成を促進する条例(素案)概要と、資料 2 がその(素案)となります。資料 3 は三重県ガイドラインの概要、資料 4 は本日、当課が説明を行うにあたり、現在、三重県の太陽光ガイドラインで太陽光発電施設の届出担当課となっていることを明記している一覧表となります。

それでは、事項 2 「伊賀市太陽光発電施設と地域社会との合意形成の促進に関する条例(素案)」の制定について、ご説明させていただきます。

近年では、太陽光発電施設の設置が進む一方で、土砂災害のリスク、景観や自然環境への影響、将来の廃棄物処理などについて、市民の皆様から不安の声が寄せられております。

こうした状況を受け、三重県では事業者が地域住民との合意形成を図ることを目的とした

「ガイドライン」が改定され、このガイドラインでは、出力 50kW 以上の事業者に原則として説明会の開催を求めています。

しかし、このガイドラインはあくまで「努力義務」であり、法的な拘束力はありません。そのため、事業者によっては住民への説明が不十分になる可能性も残っており、住民の不安を完全に払拭するには至っていないのが現状です。そこで三重県のガイドラインだけではなく、より事業者と地域住民との関わりを持たせる仕組みを構築するため、市独自の条例を制定することとなりました。

この条例は、事業者と地域住民との合意形成をより一層促進し、市民の安全で安心な暮らしと、伊賀市の豊かな自然環境、生活環境との共生を目的としています。

条例（素案）の重要なポイントは、大きく 3 つございます。

第一に、「住民との対話の義務化」です。

県のガイドラインが説明会を主に求めているのは、「出力 50kW 以上」の比較的大きな施設です。しかし、家のすぐ裏の斜面や、田畑の隣に設置される場合、たとえ小規模な施設であっても、その影響は決して小さくありません。「50kW 未満」の施設については、これまで明確なルールがなく、住民が知らない間に計画が進んでしまう、という事態も懸念されてきました。県のガイドラインでは努力義務であった住民説明会を、条例では、比較的小規模な「出力 10kW 以上」のすべての事業者に対して、実施を義務といたします。これにより、事業の規模にかかわらず、事業者と地域住民が直接対話する機会が確実に確保されます。

そして、説明会で必ず説明しなければいけない事項として、事業計画、防災対策、工事車の動線、反射光や騒音、自然環境への配慮、維持管理計画、事故及び災害時の連絡体制や復旧方法、相談窓口、廃止及び撤去、原状回復の費用や資金計画などを規則で定めます。

第二に、対話内容の「見える化」です。

事業者は、説明会でどのような質疑応答があったかをまとめた報告書を市に提出することを義務付けます。この報告書には、説明会に参加した住民からいただいた反対意見や懸念事項もすべて含めて記載していただきます。市は、この報告書をホームページで公表し、誰でも対話の内容を確認できるようにします。

事業者による一方的な説明や、都合の悪い意見の隠蔽を防ぎ、誠実な対応を促すことができ、後からその地域に住むことになった方でも、過去の経緯をいつでも確認できるようになります。これにより、手続きの透明性を高めます。

第三に、「勧告・公表の実施」です。

事業者が説明責任を果たさないといった不適切な事案に対して、市が事業者に対し、指導、助言、さらには勧告を行えるようにします。事業者が正当な理由なく説明会を開かない、あるいは住民の皆様からの質問に誠実に答えない、といった不適切な対応が続く場合には、市が正式に改善を勧告します。さらに、正当な理由なく勧告に従わない場合には、意見を徴取する機会を設けた後に、改善がされなければ事業者名、所在などの公表を市ホームページでおこないます。

市が事業者に対して強く是正を求めるという、明確な意思表示により、事業者の不誠実な対応に対する抑止力を持つことができます。

この条例が制定されることにより、事業者は三重県ガイドラインの手続きに加え、施設の設置計画から将来の撤去・廃棄に至るまでの長期的な見通しについて、地域住民などに丁寧に説明することが必須となります。

これにより、事業者と地域住民との相互理解が深まり、トラブルを未然に防ぐとともに、地域住民が抱える景観や環境への不安解消につながるものとなります。太陽光発電は重要なエネルギー源ですが、地域社会との共存が大前提となります。

この条例は、事業者と地域住民が良好な関係を築くためのルールとなり、計画段階から、土砂災害の危険はないか、生活環境は守られるか、そして将来の撤去まで、しっかりと地域に説明責任を果たすことを求めるものです。

今後、この条例案について、9月にはパブリックコメントを実施し、市民の皆様から広く意見を伺う予定です。特に、説明会の開催形式など、住民の生活環境に直結する点についての意見が多く寄せられるのではと考えています。

市民の安心・安全な暮らしを守ることを主旨として、単に手続きを遵守させることではなく、それを通じて事業者と地域住民との間に「信頼関係」が築かれるかどうかが重要となります。

環境審議会の委員の皆様には、環境という分野が住民間の分断の種とならないよう、建設的な対話を通じて相互理解を深めるよう、本条例が機能するためのご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〈委員〉

まず質問です。現状の「50kW 以上」とはどの程度の規模感なのか。また、県のガイドラインから踏み込んで条例化されることだが、事業者が説明会等の対応をせず、逃げてしまうようなケースに対して、実効性のある法的拘束力は確保されているのでしょうか。

（その他出席者）

50kW は面積に換算すると大体 1,000 m²、30m×30m 程度の規模です。メガソーラーなどの大規模施設とは異なります。また、法的拘束力については、今回市独自の条例として定めることで、説明責任の義務化を明確にします。ガイドラインよりも強く住民への対話を求める仕組みとなります。

〈会長〉

発電効率の良いパネルが出れば基準値（kW 数）は変わるのか、あるいはメーカーごとの仕様で変わるのか。

（その他出席者）

発電効率が上がれば、より狭い面積で多くの電気を生み出せます。50kW という値はパネルの仕様を確認して算出しています。

〈委員〉

そもそも 50kW 以下の小規模施設を作る需要は今もあるのですか。補助金も減っており、元が取れるのか疑問です。

（その他出席者）

件数として、今のところ令和 7 年から 8 年末までの集計の結果で、20KW 以上から 30KW 未満は 156 件。30KW 以上から 40KW 未満は 148 件、一番多い 40KW 以上から 50KW 未満は 833 件、50 キロ以上は 225 件の認定がされています。

市要綱では認定にかかわらず、1000 m²以上の施設を届け出の対象としているので、認定されたものと、されていないものを合計したら 300 件以上の受付をしています。

6 月以降の県のガイドラインによって届出がされた件数に関しましては、13 件となります。

伊賀市の指導要綱のときに比べると、月当たりでおおよそ 3 倍程度の数字が小規模の太陽光発電施設から、大規模なものを想定すると、年間大体 100 件程度の届け出があるかと思っています。

〈委員〉

県のガイドラインの方は、市町で条例化された場合は、適用除外になるというふうに考えておりますけれど、先ほどの説明の中でガイドラインに加えという言葉があったが、市が条例を作った場合は、市の条例のみで運用されるということで、間違いがないんですか。また、県のガイドラインをすでに手続き終えたものについて、これから、来年 4 月以降、条例ができたときには、市の条例の方はどのような、適用になるのか、すでにガイドラインの適用を受けたところはもう対象外とされるのかを確認させていただきたい。

最後に、先ほどちょっと県のガイドラインから条例に移行した場合はですね、県のガイドラインの中で、資料 3 にも書いてありますけど、立地選定で十分な配慮が必要な区域というのが定められております。この部分については、市の条例ではちょっとわからなかったんですけど、その辺の部分はどのような形で考えられるか、以上確認させていただきたい。

（市長）

県のガイドラインとは全く関係のないところの、合意形成の促進というところを主眼に置いた市の独自条例ですので、県のガイドラインと今、除外になるっていうようなことには当たらないというふうに考えていますし、県に何かを、この条例を制定することによって、求めるものでもありませんし、市の独自の合意形成に関する独自条例ですので、県のガイドラインの要件と似ているところは、この条例案の中にあるのは事実ですけども、県のガイドラインとは直接関係はありません。

〈委員〉

雇用経済部で確認されたということによろしいですか。

（市長）

私も直接確認をさせていただいて、条例の制定権に対して県に口を挟まれる必要はないというように、私が強く申し上げさせていただきました。

〈委員〉

その点は特に条例化することについて、県の方から反対するというようなことはないですけど、ガイドラインの中には、条例ができた場合はそちらを有効する、適用除外すると書いてある部分があるので、その部分だけを確認したかっただけなんです。

また確認していただければと思います。

(市長)

確認できています。

〈委員〉

確認ですが、今、太陽光を設置しますという事業者に対しては、県が許可をおろしたら、もうそれで、市としての許可っていうのは、無くても県がおろせば、もう作っていけるっていうことですか。

(その他出席者)

基本的には申請制なので許可ではなく、県にも申請と市にも申請という形になります。

〈委員〉

申請したらもう作れるということですか。

(その他出席者)

全部が全部ではないですけど、ガイドラインとか条例に則ってということになります。

〈委員〉

質問と意見を言わせていただきます。

この3条の2項の2で、『国または地方公共団体が管理運営する太陽光発電施設は、この条例の対象にしない』ということだが、これは国や地方公共団体が、もし大規模なソーラーパネルを作る場合は、きちんと説明するっていうことが前提だからここに書かれているのですか。

2点目は、第5条のところに、『事業者は事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守しなければならない』と書かれてありますが、他の都市の条例を見たときに、そこに追加して、災害の防止及び自然環境などの保全のために必要な措置を講じなければならないっていうふうに、記載されたのもあったので、そのような文言も追記していただけたらいいのかなと思っています。

3点目は、5条の2番、『事業者は地域住民等に対し、事業に関する事実を誠実且つ詳細に説明し、良好な関係の構築に努めなければならない』という文言ですが、ちょっと良好な関係の構築を義務化するのは難しいのかもしれませんが、もうちょっと『良好な関係の構築をしなければならない』というふうに義務づけて欲しいです。

あと4点目、事前協議のところですが、第6条の2番『市長は協議内容について地域住民等に情報提供することができる』と書かれていますが、こんなことはないと思うんですけど、情報提供を市長がしませんでしたら、しないというふうになるのかなと思ったので、『情報提供しなければならない』という方がいいのかなと思いました。

次に、第7条の3番なんですけれども、『地域住民等に対して説明会を開催する14日前までに通知しなければならない』と書かれてありますが、この14日前の理由、この地域住民の立場としては14日前というのは結構ぎりぎり、もうちょっと前に知りたいなっていうのがあります。

あと指導、助言及び勧告で、例えば、勧告をしても従わなくて、名前などを公表しても従わなくて、先ほど話したように、逃げてしまう。どこかに行ってしまうという方もいらっしゃるかもしれないのでその辺の罰則規定というものも追記してもらえないかなと思っています。

あと他の都市の条例を見たときに、禁止区域とか抑制区域の表示があったんですけれども、これは県のガイドラインに書いてあるから、この条例には、省いてらっしゃるのかを知りたいです。禁止区域とか抑制区域の表示もしておいたほうがいいのではないかなと思っています。

次に先ほど申請をしたら太陽光をつくれるっていうふうにお伺いしたんですけれども、これは他の都市では市長の許可を出した場合に、太陽光を設置できますという条例もあったりするので、その許可制ということについては何か検討されてますでしょうか。

この条例自体が地域社会との合意形成の部分に重点が置かれてるのでちょっと違う話になってしまうかもしれないんですけれども、そこを伺いたと思います。

最後に他の都市の届け出書類提出先を見ると、やっぱり所属が環境課。環境に関するところが、所属になっているところが多いんですけれども、伊賀市の場合は建設政策課さんが担当されていて、やっぱり、私たち市民にとって、太陽光というのは環境っていうイメージが強いですし、この条例を行うにあたって、やっぱり環境保護とかいう観点が強いと思うので、また環境課さんの所管にして欲しいなと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

〈市長〉

仮に伊賀市が大きな太陽光発電作りますってなったときに、この制度に則るとすると公の立場でも同じ、同じ同一の役所の中でやりとりをしなければいけないことになるというのも、おかしいというふうに思いますし、もう1つはそもそもやっぱり国や地方公共団体には住民に対する、説明責任というのは当然あるので、ここから除外になるから何もしないというわけではない。他の法令で、当然、住民に対する強い説明責任を持っているので、このような記載になっているのかというふうに思います。

〈会長〉

はい。では次は第5条の『事業者は事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守しなければならない』というところで、災害についての追記っていうことですけど、いかがでしょうか。

〈その他出席者〉

また課の方で、検討していきたいと思っています。

〈会長〉

それから第5条の2ですね。『努めなければならない』っていうのじゃなくて、もうちょっと厳しくというところですね。

〈市長〉

それについても、4条の方に市の責務にですね、地域住民等に対し、必要な助言情報提供関係機関と連携を行わなければならないという、市の責務としてありますので、誰が市長になっても協議内容を欠くっていうことはあってはならないというように読み取れるかなと思います。

〈会長〉

次に第7条の14日前、それが短すぎるというところ。

〈その他出席者〉

基本的には県のガイドラインが14日前になってますのでそれに合わせた…

〈市長〉

合わせたというか参考にして、ということです。

〈会長〉

あとは、条例の文章に無いですけど、罰則だとか、その辺は如何ですか。

〈市長〉

そうなるというんな国の法令ですとかを超えるようなところにもなってくるのかなというふうなところもありますので、この公表っていう部分で、条例化をすることによって、法的拘束力を持ってここを1つのペナルティーと位置付けたということで、通常公表っていうのは、ガイドラインとその条例化しないと簡単にできないというような解釈もされていくところなので、必要な勧告を行い、事業者名を広く公表することで、不適正な事業者なんだということを社会に知らしめることで、ペナルティーとしたいというふうに思いますし、正当な事業者、適正な事業者というのはこういう規定したことを誠実に守ってくる、事業者が適正な事業者で、ここを破ってくるような事業者は、不健全な事業者なんだということを、しっかりここで線を引いて明らかにできるかなというふうに思っています。あくまでも、地域における合意形成の促進ということを目的においた条例であるということです。

〈委員〉

あと、その所管は所管課って所管の部署が、違うのではというところ。

〈市長〉

ご意見を踏まえてですね、庁内で1度検討していきたいというふうに思っていますが、いづれにしてもこの施行期日が令和9年の4月1日ですので、それまでに対応を決めていく必要があるかなというふうに考えております。

〈会長〉

別な意見ですけど、これは大変な事務作業っていうのは、市役所職員の方が、オーバーランになるかも知れないとちょっと心配なんですけど、たくさん出てきたら、全部これ説明会

立ち会うんですか。市役所の方っていうのは。これ、条例に書いてませんけどもどうですか。具体的には、立ち会わなかったら、勝手にされちゃうんですね。

〈その他出席者〉

立ち会いはいたしません。ただし、その報告書は、提出していただきますので、協議があった場合は、また提出してもらわなければならないということです。そういった関係で、きちんとさせていただくつもりではおります。

〈会長〉

あと、事業者の名前をちよくちよく会社名変えていって、A区画A事業者にB区画B事業者、確認していくとみんな同じ母体の事業者という場合がある。確認が難しいし結果的に、これはどうしようもないですかね。

〈その他出席者〉

それも、看板等を建てていただきますので、住民の皆様にわかってもらうような、条例等にしてはおります。

〈会長〉

その他、ご質問ご意見ございませんか。

無いようでしたら、これをもちまして、令和8年度「第1回伊賀市環境審議会」を終わります。

(閉会 午後3時10分)